太平洋マテリアル株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

当社では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を次のとおり定めております。

１．計画期間

2019年4月1日から2022年3月31日

２．当社の課題

●女性の多くが受発注業務（事務職）で配置され、有給休暇が取得しづらい。

３．目標と取組内容・実施時期

目標：有給休暇の取得率を75%以上にする。

＜取組内容＞

2019年4月～　有給休暇取得を推進する取組（取得日数の目標設定、年休取得奨励日の設定、管理職による率先取得）を行う。

女性の活躍の現状に関する情報公表

2019年3月現在

①男女の平均継続勤務年数の差異　66.7%

②労働者一月当たりの平均残業時間　12.8時間

③有給休暇取得率　67.5%

以　上